

○江川委員長 ただいまより、経済建設常任委員会を開会いたします。

本日の会議に、金谷委員から欠席する旨の届出があります。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、令和8年第2回臨時会提出議案についてを議題といたします。議案第3号、議案第4号、報告第1号及び報告第2号の以上4件につきまして、理事者から説明願います。

○澤渡上下水道部長 令和8年第2回臨時会提出議案のうち、水道局の所管に関わる内容につきまして御説明いたします。

初めに、議案第3号の旭川市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本案は、所得税法などの一部を改正する法律の制定に伴い、負担金の徴収に係る通知を公示送達によって行う場合の方法について、掲示場への掲示以外の閲覧方法を追加するように改正しようとするものでございます。

次に、議案第4号の旭川市下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本案は、地方税法などの一部を改正する法律の制定に伴い、分担金の徴収に係る通知を公示送達によって行う場合の方法について、掲示場への掲示以外の閲覧方法を追加するように改正しようとするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○菅原観光スポーツ・シティプロモーション部長 報告第1号、専決処分の報告について御説明いたします。

本件は、令和8年1月30日、総合体育館アリーナ内においてバレーボールをしていた相手方が、床材の一部が離断した床面に滑り込んだ際にささくれとなった床材が胸部に刺さり、着用していたユニホームが破損したものでございます。この事故により生じた人身及び物損の損害賠償の額を3万1千102円と定め、3月30日に専決処分をさせていただいたもので、市の過失割合は100%でございます。

なお、剥離箇所につきましては既に補修済みであり、今後このような事故が再発することがないように、施設の安全管理を徹底してまいります。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により御報告申し上げます。

○岡田建築部長 報告第2号、専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

本件は、報告議案に記載されている、市営住宅の家賃を滞納し死亡した名義人の連帯保証人の相続人を相手方とし、連帯保証債務として、滞納家賃の支払いを請求する訴えを提起したところ、旭川簡易裁判所から和解案が示されたため、相手方は本市に対して和解金をそれぞれ支払うことなどを内容として和解することとし、本年3月26日に専決処分をしたものでございます。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により御報告いたします。よろしく願いいたします。

○江川委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思っております。議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。

まず、令和8年第2回臨時会提出議案に関わる事項であります、忠和6条道路線改良工事に係る変更契約の締結について、理事者から報告願います。

○高橋土木部長 報告第3号の専決処分につきましては、総務部所管の案件ではございますが、土木部に関わりがございますので御説明いたします。

本件の忠和6条道路線改良工事は、令和7年6月26日に議決をいただき、契約を締結したものでございますが、現場での除排雪の数量が増加したため、契約金額2億4千695万円を199万1千円増の2億4千894万1千円に変更するもので、令和8年3月26日に専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○江川委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 次に、提出議案以外の事項であります、(仮称)旭川新アリーナ等整備事業について、東光スポーツ公園複合体育施設の設計概要等についての以上2件につきまして、理事者から報告願います。

○松本観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備担当部長 (仮称)旭川新アリーナ等整備事業並びに東光スポーツ公園複合体育施設の設計概要等につきまして、順次御報告申し上げます。

初めに、(仮称)旭川新アリーナ等整備事業についてであります。

お手元の資料を御覧ください。(仮称)旭川新アリーナ等整備事業については、本年1月27日に募集要項等を公表し、その後の募集要項等に対する質問において、参加資格確認申請の受付期間の延長について依頼があったことから、同2月24日に募集要項等の修正版を公表し、受付期間を同3月2日から4月3日までとしたところでございますが、この期間内に申請がなかったことを御報告申し上げます。

このことから、事業募集については一旦中断し、申請がなかったことの原因を確認するため、現在、本事業に関心のあった事業者へのアンケート及びヒアリング調査を実施しており、5月上旬をめどに結果を取りまとめる予定で作業を進めているところでございます。この調査結果を基にしっかりと原因の確認を行い、選定委員会からの御意見等を踏まえ、今後の対応について検討してまいりたいと考えております。

次に、東光スポーツ公園複合体育施設の設計概要等についてであります。

お手元の資料を御覧ください。東光スポーツ公園複合体育施設につきましては、令和7年度に基本計画を見直し、建設に向けた設計作業に着手いたしました。

当初の基本計画では、体育館と小体育館を渡り廊下でつなぐ配置としておりましたが、基本計画の見直しに際していただいたスポーツ団体等からの御意見を踏まえ、より大会等の運営が行いやすくなるよう、1つの建物内にメインアリーナ、サブアリーナを配置する内容としております。メインアリーナの面積は約2千860平方メートル、バスケットボールコート3面が確保できる広さに、サブアリーナは約1千100平方メートル、バスケットボールコートが1面確保できる広さとなっております。また、観客席につきましては、メインアリーナは固定席約2千席、サブアリーナは固

定席約200席とし、2階部分でのメインアリーナ、サブアリーナ間の移動が可能な設計としております。

今後の想定スケジュールでございますが、建設工事期間は令和9年度から令和12年度まで、供用開始は令和13年度を予定しており、概算工事費は約125億円となっておりますが、現在の社会経済情勢に影響を受ける可能性がありますことから、引き続き情報収集に努め、庁内での情報共有を図るとともに、適宜、議会への御報告を行いながら、今後の着実な事業実施を目指してまいります。

以上、よろしくお願いたします。

○江川委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○能登谷委員 花咲新アリーナと東光複合体育施設と両方、聞かせていただきたいと思っております。

それで、まず1点目ですね、花咲新アリーナについては、あれだけ2030年度建設ありきで、しかも非保有ありきで走ってきたのに、蓋を開けたら応募者なしで頓挫したということです。これは、今津市政の大失態ではないかと考えています。

詳しい経過を聞かせていただきます。花咲新アリーナについては、タスクフォースの提言もあつたし、また、構想段階から、PFI事業の検討も行って、そして非保有に決まり、今日、応募がない時点まで、これまでの経過をまずお示しいただきたいと思っております。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 花咲スポーツ公園新アリーナのこれまでの経過につきましては、令和5年度に花咲スポーツ公園等再整備タスクフォース報告書を受け、花咲スポーツ公園再整備基本構想を策定し、総合体育館の建て替えによる多目的アリーナ整備の方針を示したものです。これを受け、令和6年度に花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画の策定と官民連携導入可能性調査を実施し、旭川市PFI活用指針に基づく庁内会議である花咲スポーツ公園再整備事業におけるPFI導入検討会議において、官民連携手法による整備が妥当との判断を受けたところです。その上で、令和7年度に外部委員も加えた事業者選定委員会を設置し、新アリーナの整備の事業手法について検討いただき、その御意見を踏まえ、非保有方式での事業者募集を行うことといたしました。事業者募集については、令和7年10月に募集要項案等を公表し、事業者との個別対話や事業者選定委員会の意見を踏まえ作成した募集要項等を令和8年1月27日に公表、その後、事業者からの意見により、令和8年2月24日に参加資格確認申請の受付期間を延長した募集要項等の修正版を公表したところです。この参加資格確認申請の受付期間を4月3日までとしておりましたが、今回、申請がなかったものであります。

○能登谷委員 花咲新アリーナのこれまでの経過を聞かせていただきましたが、その時々にかけて予算、それから新年度予算も含めてお示しいただきたいと思っております。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 令和6年度の主な事業費につきましては、花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画策定業務及び官民連携導入可能性調査業務の委託料として1千842万5千円、令和7年度の主な事業費につきましては、花咲スポーツ公園再整備事業アドバイザー業務委託及び花咲スポーツ公園再整備事業地質調査に係る委託料及び事業者選定委員会委員報酬として3千550万6千900円、合わせて5千393万1千900円となっております。なお、令和5年度のタスクフォース及び基本構想の作成につきましては、庁内での作成となっておりますので、委託料ですとか委員の報酬、謝礼等は発生しておりません。

また、令和8年度の予算につきましては、アドバイザー業務委託料及び事業者選定委員会の委員報酬、招聘旅費として1千939万5千180円を計上しております。

○能登谷委員 これまでに、事業計画段階だけで5千393万円何がしか使ってきたと、それからこの後、新年度予算でも1千939万円何がしかを計上しているということですが、これらの事業費は全部無駄になるのでしょうか、それとも一部無駄になるのでしょうか、お聞かせください。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 花咲スポーツ公園再整備基本構想につきましては、施設の老朽化や利用ニーズの変化に対応するため、総合体育館の建て替えも含めた各施設の再整備の方向性を取りまとめたものでありまして、これに基づく花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画は、必要な計画であると認識をしているところでございます。また、本事業の官民連携手法の導入につきましても、旭川市PFI活用指針により検討が必要な事業でありまして、現在進行中の手続につきましても、必要な手順を踏まえながら作業を進めてきたところでございまして、適切な予算執行であったと考えているところでございます。

なお、令和8年度予算につきましては、調査結果により金額の見直しが発生する可能性があるというふうに考えているところでございます。

○能登谷委員 全部は無駄にならないとしても、一部無駄になるのはもう間違いないでしょうね。それから、新年度予算も見直しが必要になっているということだと思います。

応募がないのはいつから分かっていたんでしょうか。世間では、最初の応募期間が閉じる前から、延長する前ね、応募するのは無理だという声が出ていました。市も分かっていたのではないのでしょうか。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 募集要項等を1月27日に公表いたしまして、2月10日に募集要項等の説明会を開催したところでございます。その後の募集要項等への質問の受付におきまして、参加資格申請の受付期間の延長の依頼がありましたことから、募集要項等の修正版を2月24日に公表してございます。募集要項におきましては、これ以降、4月3日の資格審査確認申請の締切りまでに事業者から意見を聞く機会を設定してございませんので、応募がないということは想定はしていなかったところでございます。

○能登谷委員 予算提案していますからね。応募がないのを知っていたとはいわずらひでしょうが、相当市は世間からずれていると言わねばならないと思いますね。

応募事業者がない理由は何かということなんです、資金調達なのか、スーパーゼネコンの確保なのか、旭川市内建設会社の確保なのか、それとも、そもそもの事業手法が問題なのか、どこに問題があるのか順次伺っていきたく思います。

まず、事業手法に問題がないのか伺います。市はPFI事業調査を行っていますが、その結果の概要について、改めて伺います。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 令和6年度の官民連携導入可能性調査において市場調査を行い、従来型の発注方式、DBO方式、BTO方式、BTコンセッション方式、リース方式、民設民営方式について、民間参入の意向が確認でき、従来方式と比較して、市が施設を保有するDBO、BTO、BTコンセッション方式は、VFMの算定により事業効果の確認ができたこと、市が施設を持たない非保有方式となるリース方式、民設民営方式については、VFMの算定のための前提条件が異なるため、算定は行っておりませんが、別途経済性の

検討を行い、総合評価を取りまとめております。その総合評価は、BTOとBTコンセッションの評価が最も高く、次いでDBO、民設民営となっております。

○能登谷委員 今、最後に聞いたところですね、民設民営については評価が低いんですよ。しかも、VFM、バリュー・フォー・マネーが算定できませんから、比較のしようもなかったと思いますけれども、このPFI調査の結果と非保有方式には違いがありますが、市は、なぜ非保有方式を選択したのでしょうか、お聞かせください。

○大久保観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課主幹 公募する事業方式については、事業者が事業計画を立てる際の前提条件が異なるため、公共が施設を保有する方式であるDBO、BTO、BTコンセッションを保有方式、市が施設を保有しない方式であるリース方式、民設民営方式を非保有方式とし、この2つの方式での比較検討を行っております。評価の視点として、事業者選定委員会において議論いただき、新アリーナの目指すスポーツと多様なコンテンツを掛け合わせた新たな魅力を創出することの実現に向けた評価として、新アリーナのプロフィットセンター機能の発揮、事業者の経営の自由度、それから、市の公共施設保有の面からの評価の視点として、将来的な市の財政に与える影響を設定し、それぞれの評価結果を踏まえ、選定委員会からは、総合的な評価により非保有方式で進めることは妥当、ただし、非保有方式による事業提案がなかった場合や、提案内容が一定の水準を満たさない場合には、改めて保有方式で進めることを含めて検討することとの意見をいただき、この結果を踏まえて、非保有方式での事業者募集を決定したところでございます。

○能登谷委員 非保有方式の提案は、いつ誰がどのように行ったのか、提案文書はあるのか、それぞれ伺います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 非保有方式の提案につきましては、令和6年度に実施をいたしました官民連携導入可能性調査におきまして実施した市場調査において、実施が可能という意見を伺ったことから、同方式を含めた比較検討を行ったものでございまして、提案書等はその時点ではございません。

○能登谷委員 提案文書はないということなんですね。

非保有方式は、市の公共施設を民間所有に任せる特殊な形態です。PFIとも違う。その特殊なものを提案文書もなしに採択し、事業選定したということでしょうか。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 先ほども御答弁をさせていただきましたが、選定委員会からの意見を踏まえまして、また、他都市の先進事例なども参考にしながら決定したところでございます。

○能登谷委員 非保有方式は、市の公共施設を民間に任せるといって、今言ったように特殊なものなんですけど、それをちょっと話を聞いたと、調査で。文書もないということでは本当に大丈夫なのかなって感じがしますね、行政の仕事として。

それで、募集要項を変更する前、変更した後、それぞれ幾つのお話と話し合ってきたのか、お聞かせください。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 本年1月27日に募集要項等を公表しており、募集要項に記載のとおり、2月10日に説明会を開催、募集要項等に対する質問を令和8年1月28日から2月13日の間で受付を行っており、その期間の中で期日の延長の申

出はありましたが、以降は個別に意見を伺う機会は設けていなかったところでございます。

○能登谷委員 幾つの会社ですか。何者かお聞かせください。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 本募集に関わりましては、今後の事業提案を受けた場合を想定しての審査などに影響するというのもございますので、複数者というふうに申し上げているところございまして、具体的な数でありますとか、事業者名は控えさせていただいているところでございます。

○能登谷委員 株式会社まちのミライが2024年10月に、民設民営で旭川スポーツパーク・アリーナプロジェクトを発表しました。これは新聞紙上にもぎわしましたので、皆さん御承知だと思います。非保有方式を提案してきたのは、事実上、まちのミライ、1者だけではないでしょうか。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 令和6年度の官民連携導入可能性調査の市場調査におきまして、非保有方式となるリース方式、それから民設民営方式の参入意向を示した事業者は3者となっております。

○能登谷委員 3者ですけど、非保有方式の中でもリースと民設民営は違いますよね。それぞれ何者ずつですか。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 非保有方式のうち、リース方式は2者、民設民営方式は1者でございます。

○能登谷委員 結局ね、まちのミライ1者だと思うんですよ。

続いて資金調達について伺います。今津市長は昨年9月の市長選挙で、新アリーナの建設費用は非保有方式を採用した場合、建設時の市の負担はありません、民間の投資によって行われるものと述べ、月刊誌の今年1月号のインタビューでは、民間の方々が資金を集め、投資をして建設するものなので、この部分での市の負担はありませんと述べています。ということは、市が、花咲新アリーナは民間の投資案件であることは十分承知していたということになりますよね。確認したいと思います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 民間事業者が事業を行う際の事業費の確保として投資を受けることは、一般的にあり得ることと認識をしております、それを踏まえての発言であると承知をしているところであります。

○能登谷委員 いやいや、市長の認識じゃなくて、市も一般的に見ていたということでもいいのかな。

次に行きますけど、まちのミライが作成したと思われる花咲新アリーナの事業計画が出回っています。当然、他の会社に協力を求めるためには、1者ではできませんからね、計画書とか提案書があつてしかるべきだと思います。その資料の事業確定後の役割分担では、まちのミライのロゴが入った用紙で書かれて、代表企業は道内大手企業のA社とまちのミライの2つになっています。運営業務はまちのミライと記述されています。この資料の存在は、何人かに確認しましたので、まちのミライが作成したもので間違いのないと思います。この資料によれば、「資金調達シュミレーション」と書かれていますが、「資金調達シミュレーション」の誤りだと思います。それはいいんですが、建設SPCとして、建設資金調達は出資でA社30億円、これは道内の大手企業ですね。B社、これも道内大手企業で10億円、Cグループは何社か合わせて5億円、合計45億円を調達すると記述されています。もう一つはレンダー調達で、AからEまで、本州大手から地元まで、5つの金融機関が合計130億円を調達する計画になっています。総計で175億円を、出資とレンダー調

達で建設資金を集める計画です。これらは市として確認していましたか。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 本件に関わります事業計画書等につきましては、承知はしておりません。

○能登谷委員 さらに問題なのは、その資料の上に大変恐ろしいことが書かれています。開発費、計169億6千200万円、これは先ほどの資金調達総額175億円に符合します。その下には、2032年安定稼働後、リートへ受益権売却想定価格（10%確保）で186億5千820万円と書かれています。要するに、2030年に稼働、その後2年で不動産投資信託、いわゆるリートに売却、転売していくという内容が書かれています。10%もうかるから出資してほしいという資料だと考えられます。市はこれらを承知の上で、まちのミライの投資に合意してきたのでしょうか。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 事業計画書などの内容については承知をしておりませんので、また、事業提案としてまだ示されたところではありませんので、市として合意をしたということではございません。

○能登谷委員 それでは、市は募集要項を変更して、期間を30年から最大65年に変更しました。これは、投資者への配当金をつくるために必要な措置だったと思われれます。市はこれも承知の上で、30年から最大65年に変更したのでしょうか。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 事業期間の延長につきましては、10月に公表いたしました募集要項案に対する個別のヒアリングにおきまして、建設する新アリーナは30年以後も利用可能であると想定され、より長い事業期間が適切と考えますという意見がありましたことから、市の公共施設等総合管理計画の考え方を参考に、施設の有効利用及び市の負担軽減、さらに事業者の提案自由度の向上の観点から、新アリーナの供用開始日から30年以上65年以下の範囲で事業期間を提案するという内容に変更したものでありまして、投資の配当確保のためにということではございません。

○能登谷委員 簡単に言えば、市の公共施設が投資案件にさらされて、金もうけの種にされていたということではないでしょうか。市はだまされたのでしょうか、それとも、知っていてもうけ話に乗ったのでしょうか、どちらでしょうか。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 花咲新アリーナ整備につきまして、提案しようとしていた事業者がどのような事業スキームを検討していたのかは、事業提案を受ける前の段階であるため把握はできておりません。

○能登谷委員 今も言いましたけどね、簡単に言えば、花咲新アリーナ事業を使って、投資によって旭川市から一もうけしようとする話なんです。これに市が乗っていたという、全く恥ずかしい話、これこそ今津市政の大失態、噴飯物ではないでしょうか。しかし、非保有方式が頓挫したことで、逆に言えば、市民の大切な税金が投資の配当にされなくても済んだとも言えます。市民にはどのように説明するつもりでしょうか。この時点での市の説明責任を果たしていただきたいと思います。

○松本観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備担当部長 繰り返しの御答弁になりますけども、花咲新アリーナ整備について、提案しようとした事業者がどのような事業スキームを検討したかにつきましては、事業提案を受ける前の段階でありますことから把握できないところでございますが、事業者の応募がなかった件につきましては、その要因について調査を行い、調査

結果について速やかに公表してまいりたいと考えているところでございます。

○能登谷委員 それでは質問を変えて、スーパーゼネコンについても伺います。まちのミライの資料、応募構成では、建設を統括するスーパーゼネコンの名前が記載されていませんが、実際には決まっていたのでしょうか。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 繰り返しにはなりますが、事業計画書につきまして、承知をまだしておりませんし、事業提案前でありますので、どのようなグループ構成になるのかというところにつきましては把握はしていないところでございます。

○能登谷委員 これは直近に配られた2月ぐらいの資料ですからね、なかったんだと思いますね。

続いて、旭川市内建設会社について伺います。まちのミライの資料、応募構成では、旭川市内建設会社の名前も記載されていませんが、実際にはこれも決まっていなかったのではないのでしょうか。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 度々繰り返しにはなりますが、事業計画書につきまして、内容を承知しておりませんし、事業提案前であるということから、どのようなグループ構成になるのか、ゼネコンの部分につきましても把握はしていないところでございます。

○能登谷委員 結局ね、資金調達もスーパーゼネコンも旭川市内建設会社も、何も決まっていなかったということではないですか。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 さきにも御答弁をさせていただきましたが、事業計画書等につきましては承知をしておらず、事業提案前ということで、どのようなグループ構成になるかということにつきましては把握しておりませんので、御理解を賜りたいと思います。

○能登谷委員 結局、市は提案文書もないのに非保有方式に切り替えて、事業提案を信じて待っていた。30年を最大65年に延長して、まちのミライ1者だけを特別に優遇してきました。そこまでの特別待遇を取っていたのはなぜでしょうか。昨年の第3回定例会の総括質疑では、市長はまちのミライの関係者と会っていたと答弁していますから、市長に忖度したからでしょうか。

○松本観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備担当部長 事業執行に当たりましては、外部委員を加えた選定委員会から意見を伺うなど、適正な手続にのっとり進めてきたものと認識しているところでございます。

○能登谷委員 これらの仕事の仕方は、行政の仕事の仕方として妥当なんでしょうか。この仕事の仕方も噴飯物ではないかと思いますが、市の認識を伺います。

○松本観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備担当部長 繰り返しの御答弁になって大変恐縮でございますが、事務の執行に当たりましては、適正な手続にのっとり進めてきたものと認識しているところでございます。

○能登谷委員 それでは質問を変えて、今後の事業執行はどうなるか伺います。今後の事業執行がどうなるかは、まず、今回の件をしっかりと検証する必要があるのではないかと考えますが、市の認識を伺います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 このたび、事業者の応募がなかったという事実を受け止めまして、その要因につきましては、現在調査を行っているところであり、その調査結果を踏まえて問題点についてしっかりと整理をしてまいります。

○能登谷委員 花咲新アリーナを2030年度までに建設するのは事実上無理だと思いますが、市の認識を伺います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 今年度中に事業者を決定し、基本協定の締結を行うことができれば、大きな遅れは出ないというふうに想定はしておりますが、調査結果次第では、今後のスケジュールの変更もあり得ると考えております。

○能登谷委員 変更しかないでしょうね。

東光複合体育施設にも影響があるのではないかと思います、これは後で、複合体育施設の項目で伺います。

事業者の応募がないのではないかと関係者の声がある中で、3月24日の総括質疑で、私はこの状況では事業者も見通しを立てることはできないのではないかと質問しましたが、今津市長は、事業提案していただける事業者があると期待していると強弁しました。しかし、結果はやはり応募はなかったわけです。事業者側の要請に従い、もともとの締切りを1か月延長し、事業期間を30年から65年に変更し、そこまで融通しながら応募事業者がないことは、市が事業者の見通しもなく、ずさんな計画で予算計上したことが露呈したものであり、市の決定的なミスではないでしょうか、見解を伺います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 新アリーナ整備の事業者募集に当たりましては、公平、公正な手続となるよう、募集要項等に示した手順によりまして作業を進めてきておりますことから、この手続以外で事業者から事業計画を伺ったり、個別の要望を受けるといった機会は特にございません。これまで実施をいたしました個別対話や募集要項等の説明会への複数の事業者からの参加をいただいておりますので、事業提案をいただけるものと期待をしておりましたところでございます。

○能登谷委員 今回の問題は、今津市政の大失態だと言うべき事態であって、この事業は白紙撤回し、出直すべきだと言わねばなりません。また、なぜこんなでたらめな事務執行ができるのか、疑問だらけです。まずはしっかりと市が検証していただきたいと思います。

私ども日本共産党は、新年度予算から花咲新アリーナ部分を外すように組替え動議を提案しましたが、民主・市民連合の賛成のみで、ほかは反対したために否決されました。花咲新アリーナの予算を通してきた議会も問われる事態になっています。市の検証の内容次第では、地方自治法第100条に基づく調査権限を付与した調査が必要ではないかと考えられますので、今後の課題として指摘しておきたいと思います。

じゃ、東光複合体育施設について最後に伺います。

アベノミクスやサナエノミクスによって円安誘導されて、様々な物価が高騰しています。それに加えて、アメリカとイスラエルによるイランへの先制攻撃が行われていますので、中東情勢は一変し、ホルムズ海峡の閉鎖や封鎖によって石油が入らない、石油に由来する製品も入らない状況が続いています。昨日、旭川民主商工会の皆さんが中小業者の切実な実態から市に支援を要請していたことが、今朝の北海道新聞に報道されておりました。また、今朝は、北海道新幹線も財務省から中止すべき水準だということまで言われているという、こういう状況です。そういう中で、東光複合体育施設の建設費が、先ほど125億円と聞きましたけれどもね、これだけ建設費や人件費の高騰、物も入らないという中で、これで125億円で収まると言えるんでしょうか。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 東光スポーツ公園複合体育施設の概算工事費につきましては、市内の建設工事の発注実績などから、令和9年度に工事着手する場合の工事費を推定して算出をしております。そのため、昨今の社会情勢から建設費等の大幅な上昇があれば、金額の変更はあり得るものと考えております。

○能登谷委員 まだ上がるということですね。このような状況で、東光複合体育施設が国との約束で2030年度に完成すると見通せるのでしょうか、これも市の認識を伺います。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 これまでも建設費の高騰や人材不足が問題となっておりまして、またさらに、一部の建設資材につきましても入手が困難になっているとの報道もございます。現在、複合体育施設の工事竣工予定は令和12年度末、その後、開設準備を進めまして、施設の供用開始は令和13年度前半を予定しておりますが、今後の状況によっては遅れることもあり得るというふうに認識しているところでございます。

○能登谷委員 2030年どころか2031年供用開始で、さらに遅れるかもしれないということですね。この東光複合体育施設の完成が2030年度までもう見通せないという場合は、どのような措置が必要でしょうか、認識をお示しください。

○川原観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備課長 東光スポーツ公園事業につきましては、令和12年度までの都市計画事業認可を北海道から受け、整備を進めている状況でございますことから、事業認可期間の変更の手続を行う必要がありますので、今後、北海道と協議を行ってまいりたいと考えております。

○能登谷委員 東光スポーツ公園基本計画の複合体育施設部分は、新アリーナとの役割分担を踏まえて、体育館及び小体育館の整備内容を令和7年度に一部見直しを余儀なくされました。新アリーナが頓挫した中で、東光複合体育施設の再度の見直しも必要になっているのではないのでしょうか、市の見解を伺います。

○松本観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備担当部長 新アリーナ整備の今後の事業者募集や事業実施については、現在実施している調査結果を踏まえ、検討を行うこととなります。東光スポーツ公園複合体育施設は、総合体育館があることを前提とした中でも、不足する市内のスポーツ需要を満たすために計画された施設であり、総合体育館の建て替えによるプロフィットセンター機能を有する新アリーナとの役割分担の下、市民利用や大会開催等に適したスポーツ施設として整備することとしたものでありますことから、現時点では当初の予定どおり整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○能登谷委員 終わります。

○江川委員長 他に御発言ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、第2次旭川市緑の基本計画(改定版)の策定について、理事者から報告願います。

○高橋土木部長 第2次旭川市緑の基本計画(改定版)の策定について、御報告申し上げます。

第2次旭川市緑の基本計画につきましては、令和8年1月21日の経済建設常任委員会で御報告させていただきましたとおり、令和17年度までの20年間を計画期間としており、策定から10

年経過した昨年度、中間見直しとして、緑の審議会や市民アンケートの意見等を踏まえながら改定作業を進めてまいりました。令和8年1月16日から2月15日までの意見提出手続におきまして、合計で5件の御意見をいただき、御意見を参考に、樹木の保全や水辺の緑について追記、修正を行い、審議会での審議を経て、令和8年4月1日付で改定版の計画を策定いたしました。

主な改定内容といたしましては、計画の目標、基本方針は踏襲した上で、これまでの情勢等の変化を踏まえ、計画最終年度の数値目標について、緑被率の増加については30%から35%に、公園や遊び場に対する評価については50%から40%にそれぞれ改定しております。また、施策別計画について、新たに、拠点となる都心の公園の快適性向上や、GXに関わる資源の循環や省エネルギー化と再生可能エネルギーの利用などを重点施策として位置づけたほか、DXや野生生物対策に関わる取組などを追加しております。

今後につきましては、5年をめぐり、アクションプログラムにより施策運営の点検を行いながら、各施策を展開してまいりたいと考えております。

以上、第2次旭川市緑の基本計画（改定版）の策定について御報告申し上げます。

○江川委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○江川委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、下水道管路の特別重点調査結果について、理事者から報告願います。

○澤渡上下水道部長 下水道管路の特別重点調査結果について御報告いたします。

この調査は、令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受け、国からの要請に基づいて全国一斉に実施されたものです。

調査の概要としましては、内径2メートル以上かつ1994年以前に設置、改築された雨水管約15キロメートル、汚水管約10キロメートルを対象に、管内の目視点検またはカメラを使用した調査を実施しました。その調査結果を本年2月24日に取りまとめ、国土交通省に報告しておりますが、全国の調査結果につきましては、本年4月21日に国土交通省のホームページで公表されたところでございます。

本市の調査結果でございますが、最優先で早急な対応が必要とされる緊急度Ⅰに該当する箇所、また、道路下の空洞は確認されませんでした。5年以内に対策が必要な緊急度Ⅱの箇所は、雨水管1路線で0.67キロメートル、汚水管3路線で2.05キロメートル、合計2.72キロメートル確認しております。緊急度Ⅱの箇所は、現在、具体的な対策の検討を進めており、対策工事が始まるまでの間は、点検頻度を高めるなど、安全の確保に努めます。

今回の調査により、道路陥没に直結するような重大な破損はなく、直ちに対策が必要な箇所は確認されませんでした。今後とも予防保全に取り組みながら、将来にわたり安全で快適な市民生活を支えられるよう、持続可能な上下水道の構築に努めてまいります。

○江川委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言ございますか。

（「なし」の声あり）

○江川委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、3、その他の令和7年度市民と議会の意見交換会から得られた課題についてを議題といたします。

令和7年11月26日に開催した市民と議会の意見交換会において得られた課題について、広聴広報委員会委員長から各常任委員会に対し、配信しております令和7年度市民と議会の意見交換会から得られた課題の整理についてのとおり引継ぎがありました。つきましては、今期の委員会における取組テーマとともに検討してまいりたいと考えておりますが、そのとおり扱うことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○江川委員長 では、そのとおり扱うことといたします。

以上で、予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○江川委員長 それでは、本日の委員会は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時50分